

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 1 年度
計画主体	北海道洞爺湖町

洞爺湖町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	洞爺湖町産業課農林係
所在地	北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地
電話番号	0 1 4 2 - 7 6 - 2 1 2 1
F A X 番号	0 1 4 2 - 7 4 - 2 1 2 1
メールアドレス	nourin@town.toyako.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、タヌキ、キツネ、カラス、アライグマ
計画期間	平成21年度～平成23年度
対象地域	洞爺湖町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	小豆 2.2ha、ビート 1.2ha 馬鈴薯 1.2ha 等	7.25ha 7,668 千円
タヌキ	スイートコーン 1ha、ビート 0.46ha いちご 0.013ha 等	1.55ha 1,336 千円
キツネ	スイートコーン 1.6ha、ビート 1ha 小豆 0.35ha 等	2.98ha 2,578 千円
ヒグマ	被害なし	
カラス	小豆 0.4ha、果樹 0.05ha	0.84ha 836 千円
アライグマ	スイートコーン 0.53ha、ビート等	0.84ha 640 千円

* 被害数値は平成21年度野生鳥獣被害調査による

(2) 被害の傾向

洞爺湖町の農業主要地域である洞爺地区は中山間地域であり、鳥獣による農作物の被害が、隣接する花和地区を含め農村部全域に及んでおり、近年では市街地に近い三豊及び清水地区においても被害が拡大している。

被害は年々増加傾向にあり、有害鳥獣駆除協力会への捕獲要請が増えているが、有害鳥獣の生息数が不明で、一部駆除するだけでは農作物被害への対応としては明らかに限界があることから、関係機関が一丸となって被害対策に取り組む必要がある。

【エゾシカ】

農作物の播種から収穫までの長期間にわたり出没し、町内一円において被害が増加している。生息数は不明。

【ヒグマ】

農作物の被害のみならず、人命の危険も懸念されるため、足跡・糞の発見時は、見回り活動の強化と広報活動による対応を行っている。

近年、農村集落内の住宅近くまで生育地域が迫っており、平成18年には1頭捕獲した実績がある。

【タヌキ・キツネ】

被害は町内全域に及び、アスパラやスイートコーンなどの畑作物、いちごやミニトマトなどの施設園芸など幅広く被害を受けている。

特に収穫直前の被害が多いことから、農家の生産意欲低下が懸念され、早急に対応する必要がある。生息数は不明

【カラス】

播種直後の畑作物や施設園芸、酪農畜産農家への被害が多い。

【アライグマ】

平成21年に初めて生息を確認。今後、被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成21年度)	目標値(平成23年度)
エゾシカによる農作物被害	5.1 ha 3,295 千円	4.0 ha 2,636 千円
タヌキによる農作物被害	1.5 ha 1,500 千円	1.2 ha 1,200 千円
キツネによる農作物被害	0.01 ha 150 千円	0 ha 0 千円
アライグマによる農作物被害	0.01 ha 100 千円	0.01 ha 100 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣被害防止対策として、猟友会で組織する「洞爺湖町有害鳥獣駆除連絡協議会」と委託契約を結び、銃器・箱わなによる駆除を実施している。 また、ヒグマ用箱わなを1基導入し、被害に備えている。	猟友会構成員の減少及び高齢化が進行しており、ハンターの新規掘り起こしによる体制整備が急務となっている。 近年、銃器の使用できない市街地周辺への出没が見られるようになっていることから、箱わな等の導入拡大、捕獲技術の確立などが必須となっている。
防護柵の設置等に関する取組	未設置	防護柵の設置については、地区全体を一体的に囲むのが理想的であるが、費用等の問題もあり、設置は非常に困難である。

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣の生息数減少を図るため、駆除連絡協議会に銃及び箱わなによる捕獲を継続して委託し、農林関係機関・団体と連携しながら、被害防止に向けた効果的な対策等を検討するほか、ハンターの新規掘り起こしによる体制整備など、担い手育成の推進についても検討する。</p> <p>①エゾシカの銃及び足くくり罠による捕獲と箱わなによる実証試験の実施 エゾシカ保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。また、箱わなによるエゾシカ捕獲実証試験を新たに実施する。</p> <p>②タヌキ・キツネの箱わなによる捕獲 農作物被害や家畜への被害又は生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。</p> <p>③ヒグマの箱わなによる捕獲 農作物被害や人命に危険を及ぼす恐れのある個体のみ捕獲する。</p> <p>④カラスの駆除 農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。</p> <p>⑤アライグマの箱わなによる捕獲 農作物及び家畜被害、生活環境被害を及ぼす恐れのある個体を捕獲。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣駆除連絡協議会との委託業務による駆除・捕獲を継続して、農作物や養畜への被害防止を図るほか、今後も関係機関と連携し、有害鳥獣の農業被害を最小限にとどめる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
21 ～ 23	エゾシカ タヌキ キツネ ヒグマ カラス アライグマ	①洞爺湖町有害鳥獣駆除連絡協議会との駆除委託契約の継続 ②新たな担い手の掘り起こし・育成 ③足くくり罠、箱わなによる捕獲を充実させるため機材の整備・購入を図る。 ④新たな捕獲技術確立に向けた実証試験の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

エゾシカについては、保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。その他については、近年の捕獲実績を基礎に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	21年度実績(計画)	22年度(計画)	23年度(計画)
エゾシカ	15(5)	7	10
タヌキ	0(5)	15	15
キツネ	0(5)	15	15
カラス	86(140)	150	150
ヒグマ			
アライグマ	0(0)	10	10

捕獲等の取組内容

銃器による有害鳥獣(エゾシカ、カラス)の捕獲・駆除は、洞爺湖町一円(ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く)において4月～10月中旬の期間に実施し、狩猟期(10月下旬～2月)のエゾシカ捕獲については、個体数減少に向け駆除連絡協議会に積極的に行うよう指示している。

また、ヒグマ用箱わなを1基導入し、生活環境保全・農作物被害に備えているが、国交付金事業によりタヌキ・キツネ・アライグマ用にも箱わなを導入し、洞爺湖町一円(ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く)に必要なに応じて設置し、4月～10月中旬まで捕獲・駆除する。

さらに平成21年度に実施した足くくり罠によるエゾシカ捕獲実証試験で12頭捕獲するなど効果があることから、足くくり罠による捕獲を継続し、さらにエゾシカ用の箱わなによる捕獲の実証試験も新たに実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
整備計画なし			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
21 ～ 23	エゾシカ タヌキ キツネ ヒグマ カラス アライグマ	①被害農家への鳥獣害防止知識の普及活動 ②自助努力による被害防止への働きかけ ③市街地住民に対する生ゴミ等の管理徹底の周知 ④ヒグマ出没時の連絡体制の整備(周辺町村含めて) ⑤テキスト作成、研修会実施による被害防止知識の向上

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	洞爺湖町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
洞爺湖町	協議会事務局運営、被害状況の把握、エゾシカ・ヒグマ・タヌキ・アライグマの捕獲許可申請事務、住民への普及啓発
J Aとうや湖	鳥獣被害実態調査
胆振農業改良普及センター	農業被害の状況把握、情報提供
洞爺湖町農業委員会	農業被害の状況把握 情報提供
洞爺湖町有害鳥獣駆除連絡協議会	対象鳥獣の捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道胆振総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の協議・鳥獣害防止総合対策事業の指導
北海道胆振総合振興局環境生活課	捕獲許可申請等の窓口

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

駆除・捕獲を委託してきた洞爺湖町有害鳥獣駆除連絡協議会で従来より4班体制で組織してきた捕獲隊を再編成し、連絡責任者として事務局職員も組み入れ、新たに「洞爺湖町鳥獣被害対策実施隊」を立ち上げ、今まで以上に連携を密にした体制を確立し、農作物や養畜への被害を最小限に止める。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【カラス、キツネ、タヌキ、アライグマ】

生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

【エゾシカ】

肉の一部は利活用し、そのほかの部分については、一般廃棄物として処理、又は捕獲場所にて生活環境に影響を与えない方法で埋設する。

【ヒグマ】

肉の一部は利活用し、検体の一部（胃、肝臓等）を北海道環境科学研究センター自然環境部へ学術研究として提供する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害防止総合対策事業の積極的な活用を検討する。

--